

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年9月16日

支出負担行為担当官

沖縄気象台長 植田 亨

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している空港気象ドップラーレーダー装置の処理部の点検作業をするものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な当該装置の構造及びソフトウェア等の詳細を熟知している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 空港気象ドップラーレーダー装置（処理部）定期点検
- (2) 業務内容 既存の空港気象ドップラーレーダー装置の機能を保全し、観測精度の維持を図るための点検調整作業を行う
- (3) 履行期限 令和8年3月31日

3 業務目的

既存の空港気象ドップラーレーダー装置（処理部）の定期点検調整を行い、本装置の観測精度の維持を図ることにより、レーダー気象観測の円滑な遂行を図る。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和7・8・9年度国土交通省（全国庁統一資格）「役務の提供等」において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 沖縄気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

空港気象ドップラーレーダー装置が航空気象観測情報を提供する機器であることを理解し、これらの業務に支障を与えないように作業を行える技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

既存の空港気象ドップラーレーダー装置の性能・機能仕様を理解し、当該業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような部品交換、修繕を行う設備を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

① 当所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 当台の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに点検調整を完了する体制を有するとともに、当該業務終了後に発生した不具合などについて必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

空港気象ドップラーレーダー装置と同種の機器の点検調整の実績があること。

(7) その他

本業務で対象となる機器の構造等についての詳細情報を使用する権利を有す、若しくは、許可を得られること。

5 手続き

(1) 問い合わせ先

沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

沖縄気象台会計課第一契約係

電話 098-917-7951

(2) 説明書の交付期間、場所

令和7年9月16日から令和7年10月15日まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和7年10月16日 17時まで (1)に同じ

持参、郵送(書留郵便に限る)すること。

上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、5(1)に同じ

(3) 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において九州・沖縄地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は公募説明書による。